

第一級海上無線通信士

第二級海上無線通信士「法規」試験問題

第三級海上無線通信士

20問 2時間30分

A 1 次の記述は、無線局の変更等の許可及び変更検査について、電波法（第17条及び第18条）の規定に沿って述べたものである。
 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

免許人は、 A 若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）の免許人が放送事項又は放送区域を変更しようとするときも、同様とする。ただし、総務省令で定める無線設備の変更の工事の軽微な事項については、この限りでない。

のただし書の事項について無線設備の変更の工事をしたときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。

の無線設備の変更の工事は、 B に変更を来すものであってはならず、かつ、第7条（申請の審査）第1項第1号又は第2項第1号の技術基準に合致するものでなければならない。

の規定により無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事が結果が C に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

の検査は、 D の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について第24条の2第1項又は第24条の13第1項の登録を受けた者（「登録点検事業者」又は「登録外国点検事業者」のことをいう。）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、その D を省略することができる。

A	B	C	D
1 通信の相手方、通信事項	周波数又は電波の型式	第3章に定める技術基準	全部
2 通信の相手方、通信事項	周波数、電波の型式又は空中線電力	の許可の内容	一部
3 無線局の目的	周波数又は電波の型式	の許可の内容	全部
4 無線局の目的	周波数、電波の型式又は空中線電力	第3章に定める技術基準	一部

A 2 次の記述は、無線局の登録の特例について、電波法（第27条の29）の規定に沿って述べたものである。 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

第27条の18（登録）第1項の登録を受けなければならない無線局を同項の総務省令で定める区域内に2以上開設しようとする者は、その無線局が A（総務省令で定めるものに限る。以下同じ。）を同じくするものである限りにおいて、この条から第27条の34（包括登録人に関する適用除外等）までに規定するところにより、これらの無線局を包括して対象とする同項の B。

の規定による登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 開設しようとする無線局の無線設備の規格
- (3) 無線設備を設置しようとする区域（移動する無線局にあっては、移動範囲）
- (4) C

の申請書には、開設の目的その他総務省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

A	B	C
1 周波数及び無線設備の規格	登録を受けることができる	周波数及び空中線電力
2 周波数及び無線設備の規格	登録を受けなければならない	電波の型式、周波数及び空中線電力
3 無線設備の規格	登録を受けることができる	電波の型式、周波数及び空中線電力
4 無線設備の規格	登録を受けなければならない	周波数及び空中線電力

A 3 次の記述は、遭難通信責任者の配置について、電波法（第50条）及び電波法施行規則（第35条の2）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものの義務船舶局には、遭難通信責任者（その船舶における□Aに関する事項を統括管理する者をいう。以下同じ。）として、総務省令で定める無線従事者であって、船舶局無線従事者証明を受けているものを配置しなければならない。

の総務省令で定める無線従事者は、次のいずれかの資格を有する者とする。

- (1) 第一級総合無線通信士又は第一級海上無線通信士
- (2) □B
- (3) 第三級海上無線通信士

遭難通信責任者は、当該無線局に選任されている無線従事者のうち、の(1)から(3)までの順序に従い、できるだけ上位の資格を有する者とする。

□Cは、遭難通信責任者が病気その他やむを得ない事情によりその職務を行うことができないときは、当該無線局に選任されている無線従事者のうちから遭難通信責任者に代わってその職務を行う者を指名することができる。

A	B	C
1 遭難通信、緊急通信及び安全通信	第二級海上無線通信士	免許人
2 遭難通信、緊急通信及び安全通信	第二級海上無線通信士	船舶の責任者
3 遭難通信	第二級海上無線通信士	免許人
4 遭難通信	第二級総合無線通信士又は第二級海上無線通信士	免許人
5 遭難通信	第二級総合無線通信士又は第二級海上無線通信士	船舶の責任者

A 4 次の記述は、船舶局無線従事者証明の失効について、電波法（第48条の3）及び電波法施行規則（第34条の12）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

船舶局無線従事者証明は、当該船舶局無線従事者証明を受けた者がこれを受けた日以降において次のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

- (1) 当該船舶局無線従事者証明に係る訓練の課程を修了した日から起算して□Aを経過する日までの間電波法第39条（無線設備の操作）第1項本文の総務省令で定める義務船舶局又は義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局（以下「義務船舶局等」という。）の無線設備その他総務省令で定める無線局の無線設備の操作又はその監督の業務に従事せず、かつ、当該期間内に総務大臣が義務船舶局等の無線設備の操作又はその監督に関して行う船舶局無線従事者証明を受けている者に対する訓練の課程又は総務大臣がこれと同等の内容を有するものであると認定した訓練の課程を修了しなかったとき。
- (2) 引き続き□A間(1)の業務に従事せず、かつ、当該期間内に(1)の訓練の課程を修了しなかったとき。
- (3) 電波法第48条の2（船舶局無線従事者証明）第2項の無線従事者の資格を有する者でなくなったとき。
- (4) 電波法第79条の2（船舶局無線従事者証明の効力の停止）第1項の規定により船舶局無線従事者証明の効力を停止され、その停止の期間が□Aを超えたとき。

の(1)の総務省令で定める無線局の無線設備は、次のとおりとする。

- (1) 海岸局又は船舶局の無線設備であって、2,187.5kHz、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz、16,804.5kHz、□Bの周波数の電波を具備するもの（電波法第39条第1項本文の総務省令で定めるものを除く。(2)において同じ。)
- (2) □Cの無線設備
- (3) (1)及び(2)のほか、船舶の航行の安全に密接な関係のある通信を行うための無線局の無線設備であって、総務大臣が別に告示するもの

A	B	C
1 3年	27,524kHz又は156.525MHz	インマルサット船舶地球局
2 5年	27,524kHz又は156.525MHz	海岸地球局
3 5年	156.525MHz又は156.8MHz	インマルサット船舶地球局
4 10年	156.525MHz又は156.8MHz	海岸地球局
5 10年	27,524kHz又は156.8MHz	インマルサット船舶地球局

A 5 次の記述は、混信等の防止について、電波法（第56条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

無線局は、□A又は電波天文業務（宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、□Bについては、この限りでない。

に規定する指定は、□Cにより行う。

総務大臣は、に規定する指定をしたときは、当該指定に係る受信設備について、総務省令で定める事項を公示しなければならない。

A	B	C
1 宇宙無線通信業務	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信	総務大臣がその職権
2 宇宙無線通信業務	遭難通信	当該指定に係る受信設備を設置している者の申請
3 気象業務	電波法第74条（非常の場合の無線通信）の通信	当該指定に係る受信設備を設置している者の申請
4 他の無線局	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信	当該指定に係る受信設備を設置している者の申請
5 他の無線局	遭難通信	総務大臣がその職権

A 6 次の記述は、義務船舶局等の無線設備の機能試験について、無線局運用規則（第5条、第7条及び第8条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

義務船舶局の無線設備（デジタル選択呼出装置による通信を行うものに限る。）は、その船舶の航行中□A、□B、その機能を確かめておかなければならない。

電波法第35条（義務船舶局等の無線設備の条件）第1号の予備設備を備えている義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局（以下「義務船舶局等」という。）においては、□C、総務大臣が別に告示する方法により、その機能を確かめておかなければならない。

デジタル選択呼出専用受信機を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中□A、当該受信機の試験機能を用いて、その機能を確かめておかなければならない。

インマルサット高機能グループ呼出受信機（電波法施行規則第28条（義務船舶局の無線設備の機器）第6項に規定するインマルサット船舶地球局の無線設備を含む。）を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中□A、当該受信機の試験機能を用いて、その機能を確かめておかなければならない。

双方向無線電話を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中□C 当該無線設備によって通信連絡を行い、その機能を確かめておかなければならない。

から までの義務船舶局等においては、 から までの規定により機能を確かめた結果、その機能に異状があると認めるときは、その旨を□D に通知しなければならない。

A	B	C	D
1 毎日1回以上	当該無線設備の試験機能を用いて	毎月1回以上	船舶の責任者
2 毎日1回以上	当該無線設備により通信連絡を行い	毎週1回以上	遭難通信責任者
3 毎日1回以上	当該無線設備の試験機能を用いて	毎週1回以上	遭難通信責任者
4 毎日正午及び午後8時の2回	当該無線設備により通信連絡を行い	毎月1回以上	船舶の責任者
5 毎日正午及び午後8時の2回	当該無線設備の試験機能を用いて	毎週1回以上	遭難通信責任者

A 7 次の記述は、海上移動業務における電波の使用制限について、無線局運用規則（第58条）の規定に沿って述べたものである。
 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

27, 524 kHz及び156.8 MHzの周波数の電波の使用は、次に掲げる場合に限る。

- (1) 遭難通信、緊急通信（医事通報に係るものにあつては、 A の周波数の電波については、緊急呼出しに限る。）又は安全呼出し（ B の周波数の電波については、安全通信）を行う場合
- (2) 呼出し又は応答を行う場合
- (3) 準備信号（応答又は通報の送信の準備に必要な略符号であつて、呼出事項又は応答事項に引き続いて送信されるものをいう。）を送信する場合
- (4) 27, 524 kHzの周波数の電波については、海上保安業務に関し急を要する通信その他船舶の航行の安全に関し急を要する通信（(1)に掲げる通信を除く。）を行う場合

500 kHz、2, 182 kHz及び156.8 MHzの周波数の電波の使用は、できる限り短時間とし、かつ、 C にわたってはならない。ただし、 D の周波数の電波を使用して遭難通信、緊急通信又は安全通信を行う場合及び E の周波数の電波を使用して遭難通信を行う場合は、この限りでない。

	A	B	C	D	E
1	27, 524 kHz	156.8 MHz	30秒以上	156.8 MHz	2, 182 kHz
2	27, 524 kHz	156.8 MHz	1分以上	2, 182 kHz	156.8 MHz
3	27, 524 kHz	156.8 MHz	1分以上	156.8 MHz	2, 182 kHz
4	156.8 MHz	27, 524 kHz	1分以上	2, 182 kHz	156.8 MHz
5	156.8 MHz	27, 524 kHz	30秒以上	156.8 MHz	2, 182 kHz

A 8 遭難警報に係る遭難通信の宰領は、どの無線局が行うか。無線局運用規則（第83条）の規定に照らし正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 遭難船舶局
- 2 海上保安庁の無線局又はこれから遭難通信の宰領を依頼された無線局
- 3 遭難通信を送信した無線局から遭難通信の宰領を依頼された無線局
- 4 遭難通報を送信した無線局

A 9 次の記述は、遭難警報等を受信した船舶局のとるべき措置について、無線局運用規則（第81条の5）の規定に沿って述べたものである。
 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して送信された遭難警報若しくは遭難警報の中継又は電波法施行規則第36条の2（遭難通信等）第1項第4号に定める方法により送信された遭難警報の中継を受信したときは、直ちにこれを A しなければならない。

船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯以外の周波数の電波により送信された遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に使用された周波数の電波によっては海岸局と通信を行うことができない海域にあり、かつ、当該遭難警報が付近にある船舶からのものであることが明らかであるときは、遅滞なく、 B を適当な海岸局に通報しなければならない。

船舶局は、 の遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に使用された周波数の電波によって海岸局と通信を行うことができない海域にあるとき以外のとき、又は当該遭難警報が付近にある船舶からのものであることが明らかであるとき以外のときは、当該遭難警報を受信した周波数で聴守を行わなければならない。

船舶局は、 の規定により聴守を行った場合であつて、その聴守において、当該遭難警報に対して他のいずれの無線局の応答（第78条（他の無線局の遭難警報の中継の送信等）第7項の規定による海岸局からの遭難警報の中継の送信及び第81条の3（遭難警報等を受信した海岸局のとるべき措置）第1項の規定による遭難警報の中継に対する海岸局の応答を含む。）も認められないときは、これを適当な海岸局に通報し、かつ、当該遭難警報に対する C の応答があるまで引き続き聴守を行わなければならない。

船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯の周波数の電波により送信された遭難警報を受信したときは、これに D 。この場合において、当該船舶局は、当該遭難警報を受信した周波数で聴守を行わなければならない。

	A	B	C	D
1	その船舶の責任者に通知	これに応答し、かつ、当該遭難警報	海岸局	応答しなければならない
2	その船舶の責任者に通知	当該遭難警報	他の無線局	応答しなければならない
3	その船舶の責任者に通知	これに応答し、かつ、当該遭難警報	他の無線局	応答してはならない
4	海上保安庁その他の救助機関に通報	当該遭難警報	他の無線局	応答してはならない
5	海上保安庁その他の救助機関に通報	これに応答し、かつ、当該遭難警報	海岸局	応答しなければならない

A 10 船舶局における遭難警報又は遭難警報の中継の送信は、どの者の命令がなければ行うことができないか。無線局運用規則（第71条）の規定に照らし正しいものを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人 2 船舶の責任者 3 船舶の運行者 4 遭難通信責任者 5 船舶の所有者

A 11 次の記述は、無線局の監督について、電波法（第76条の2及び第76条の3）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、特定無線局について、その包括免許の有効期間中において同時に開設されていることとなる特定無線局の数の□Aのもの当該包括免許に係る指定無線局数を著しく□Bことが確実であると認めるに足りる相当な理由があるときは、その指定無線局数を□Cことができる。この場合において、総務大臣は、併せて包括免許の周波数の指定を変更するものとする。

総務大臣は、第71条（周波数等の変更）第1項の規定により周波数の指定を変更し、又は周波数の変更を命ずる場合のほか、第26条の2（電波の利用状況の調査等）第3項の評価の結果に基づき周波数割当計画を変更して特定の無線局区分に割り当てることが可能な周波数の一部又は全部について周波数の使用の期限を定めたときは、当該期限の到来後に、当該期限に係る周波数の電波を使用している無線局（登録局を除く。）の周波数の指定を変更し、当該周波数の電波を使用している登録局の周波数の変更を命じ、又は当該周波数の電波を使用している無線局の□Dことができる。

	A	B	C	D
1	最小	下回る	追加する	免許又は登録を取り消す
2	最小	上回る	削減する	運用を制限する
3	最大	下回る	削減する	免許又は登録を取り消す
4	最大	上回る	追加する	運用を制限する
5	最大	下回る	追加する	運用を制限する

A 12 次に掲げる事項のうち、義務船舶局に備え付ける無線業務日誌に記載しなければならない事項に該当しないものはどれか。電波法施行規則（第40条）の規定に照らし1から5までのうちから一つ選べ。

- 無線機器の調整のため電波を発射したときの使用電波の型式及び周波数
- 船舶の位置、方向、気象状況その他船舶の安全に関する事項の通信の概要
- 双方向無線電話の機能試験の結果の詳細
- 機器の故障の事実、原因及びこれに対する措置の内容
- レーダーの維持の概要及びその機能上又は操作上に現れた特異現象の詳細

A 13 次の記述は、有害な混信について、国際電気通信連合憲章（第45条及び付属書）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを1から5までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

すべての局は、その目的のいかんを問わず、他の構成国、認められた事業者その他正当に許可を得て、かつ、□Aに従って無線通信業務を行う事業者の□Bに有害な混信を生じさせないように設置し及び運用しなければならない。

各構成国は、認められた事業者その他正当に許可を得て無線通信業務を行う事業者に□Cの規定を遵守させることを約束する。

構成国は、また、すべての種類の電気機器及び電気設備の運用が□Dに有害な混信を生じさせることを防ぐため、実行可能な措置をとることの必要性を認める。

「有害な混信」とは、無線航行業務その他の安全業務の運用を妨害し、又は□Eに従って行う無線通信業務の運用に重大な悪影響を与え、□F混信をいう。

	A	B	C
1	国際電気通信規則	無線通信又は無線業務	若しくは妨害する
2	国際電気通信規則	国際電気通信業務	若しくはこれを反復的に中断し若しくは妨害する
3	無線通信規則	無線通信又は無線業務	若しくは妨害する
4	無線通信規則	国際電気通信業務	若しくはこれを反復的に中断し若しくは妨害する
5	無線通信規則	無線通信又は無線業務	若しくはこれを反復的に中断し若しくは妨害する

A 14 次の記述は、虚偽の遭難信号等について、国際電気通信連合憲章（第47条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

構成国は、虚偽の遭難信号、緊急信号 □A□ の伝送又は流布を防ぐために有用な措置をとること並びにこれらの信号を発射する □B□ 探知し及び識別するために協力することを約束する。

- | A | B |
|---------------|------------------|
| 1 又は安全信号 | 自国の管轄の下にある局を |
| 2 又は安全信号 | いずれの国の管轄の下にある局をも |
| 3 、安全信号又は識別信号 | 自国の管轄の下にある局を |
| 4 、安全信号又は識別信号 | いずれの国の管轄の下にある局をも |

A 15 次の記述は、聴守について、海上における人命の安全のための国際条約（附属書第4章第12規則）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

船舶は、海上にある間、次に定めるところにより無休聴守をする。

- (1) 船舶が第7規則1(2)の規定によりVHF無線設備を備える場合には、デジタル選択呼出しを用いるVHF □A□
- (2) 船舶が第9規則1(2)又は第10規則1(3)の規定によりMF無線設備を備える場合には、デジタル選択呼出しの遭難安全周波数 □B□
- (3) 船舶が第10規則2(2)又は第11規則1の規定によりMF無線設備及びHF無線設備を備える場合には、デジタル選択呼出しの遭難安全周波数 □B□ 及び8,414.5キロヘルツ並びにデジタル選択呼出しの遭難安全周波数4,207.5キロヘルツ、6,312キロヘルツ、12,577キロヘルツ又は16,804.5キロヘルツのうち、時間及び船舶の地理上の位置に適した □C□。この無休聴守は、走査受信機により行うことができる。
- (4) 船舶が第10規則1(1)の規定によりインマルサット船舶地球局を備える場合には、衛星を経由する陸上から船舶への遭難警報

- | A | B | C |
|------------|--------------|------------|
| 1 第16チャンネル | 2,174.5キロヘルツ | 2の周波数 |
| 2 第70チャンネル | 2,174.5キロヘルツ | 少なくとも1の周波数 |
| 3 第13チャンネル | 2,174.5キロヘルツ | 2の周波数 |
| 4 第70チャンネル | 2,187.5キロヘルツ | 少なくとも1の周波数 |
| 5 第16チャンネル | 2,187.5キロヘルツ | 2の周波数 |

B 1 次に掲げる無線設備の機器のうち、電波法（第37条）及び電波法施行規則（第11条の4）の規定により、その型式について、総務大臣が行う検定に合格したもの（総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを含む。）でなければ施設してはならないものに該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 船舶安全法（昭和8年法律第11号）第2条（同法第29条ノ7の規定に基づく政令において準用する場合を含む。）の規定に基づく命令により船舶に備えなければならないレーダー
- イ 旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものに備える双方向無線電話
- ウ 国際航海に従事する船舶に備える船上通信設備
- エ F3E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う海岸局の送信設備及び受信設備であって、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則付録第18号の表に掲げる周波数を使用するもの
- オ 旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものに備える衛星非常用位置指示無線標識

B 2 次の記述は、電波法に基づく命令の規定の解釈に関して従うものとされている定義を掲げたものである。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 「レーダー」とは、決定しようとする位置から反射され、又は再発射される無線信号と基準信号との比較を基礎とする無線測位の設備をいう。
- イ 「船舶航空機間双方向無線電話」とは、船舶局又は航空機局の無線電話であって、船舶又は航空機が遭難した場合に当該船舶又は航空機と他の船舶又は航空機との間で当該船舶又は航空機の捜索及び人命の救助に係る双方向の通信を行うために使用するものをいう。
- ウ 「双方向無線電話」とは、船舶局の無線電話であって、船舶が遭難した場合に当該船舶又は他の船舶（救命いかだを誘導し、又はえい航する艇を含む。）と生存艇（救命艇及び救命いかだをいう。以下同じ。）との間又は生存艇相互間で人命の救助に係る双方向の通信を行うため使用するものをいう。
- エ 「船舶自動識別装置」とは、船舶局又は海岸局の無線設備であって、船舶の船名、位置、針路、速度その他の情報を船舶局相互間又は船舶局と海岸局との間において自動的に送受信する機能を有するものをいう。
- オ 「衛星非常用位置指示無線標識」とは、遭難自動通報設備であって、船舶が遭難した場合に、レーダーから発射された電波を受信したとき、それに応答して電波を発射し、当該レーダーの指示器上にその位置を表示させるものをいう。

B 3 次の記述は、目的外使用の禁止等について、電波法（第52条から第55条まで）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

無線局は、免許状に記載された□ア（放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）については放送事項）の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。

- (1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) □イ
(6) その他総務省令で定める通信

無線局を運用する場合には、□ウ、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状又は登録状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

無線局を運用する場合には、空中線電力は、次の定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

- (1) 免許状又は登録状に記載されたものの範囲内であること。
(2) 通信を行うため□エであること。

無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、□オに掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

- | | | | |
|--------------|-----------------|-----------|----------------------|
| 1 (1)から(6)まで | 2 無線設備の設置場所 | 3 気象情報の受信 | 4 目的又は通信の相手方若しくは通信事項 |
| 5 無線設備 | 6 放送の受信 | 7 十分なもの | 8 必要最小のもの |
| 9 (1)から(4)まで | 10 通信の相手方又は通信事項 | | |

B 4 次の記述は、海上移動業務又は海上移動衛星業務において聴守をしなければならない無線局について、無線局運用規則（第42条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

電波法第65条（聴守義務）本文の総務省令で定める聴守をしなければならない無線局は、次に掲げるとおりとする。

- (1) デジタル選択呼出装置を施設している船舶局及び海岸局については、F1B電波□ア、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz若しくは16,804.5kHz又はF2B電波156.525MHzの指定を受けているもの
(2) 船舶地球局及び海岸地球局については、総務大臣が別に告示するもの
(3) 船舶局については、次に掲げるもの
ア F3E電波□イの指定を受けている船舶局（旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものの船舶局に限る。）
イ 電波法第33条（義務船舶局の無線設備の機器）の規定により□ウを備える船舶局
ウ 電波法第33条の規定により□エ受信機を備える船舶局
(4) 海岸局については、F3E電波□オの指定を受けているもの

- | | | |
|------------------------|-----------------|--------------------|
| 1 2,182kHz | 2 2,187.5kHz | 3 インマルサット高機能グループ呼出 |
| 4 156.65MHz又は156.8MHz | 5 船舶航空機間双方向無線電話 | 6 ナブテックス受信機 |
| 7 156.8MHz | 8 デジタル選択呼出専用 | 9 156.65MHz |
| 10 156.65MHz及び156.8MHz | | |

B 5 次の記述は、安全通報の送信について、無線局運用規則（第94条の2）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

デジタル選択呼出装置を施設している海岸局又は船舶局が安全通報を送信しようとするときは、当該装置を使用して□アを行うものとする。

□アは、電波法施行規則第36条の2（遭難通信等）第3項第1号に定める方法により行うものとする。

の規定により□アを行った無線局は、これに引き続いて、次に掲げる□イを前置して安全通報を送信するものとする。

- (1) 狭帯域直接印刷電信装置による場合にあっては、「□ウ」
(2) 無線電話による場合にあっては、「□エ」又は「警報」の3回の反復
狭帯域直接印刷電信装置により安全通報を送信するときは、(1)の□イの次に□オを前置しなければならない。

- | | | | | |
|---------|---------|------------|-----------|-----------|
| 1 安全信号 | 2 セキュリテ | 3 PAN PAN | 4 自局の識別表示 | 5 安全通報の告知 |
| 6 通報の種類 | 7 警急信号 | 8 SECURITE | 9 パン パン | 10 安全呼出し |